

社会的企業の日韓比較
－社会的企業を巡る定義と行政支援の観点から－

尹 大栄・岸 昭雄・浦野 充洋・金川 幸司

Comparative Study on Social Enterprises in Japan and Korea
－ Perspective of Social Enterprises' Definition and Administrative Support －

Daeyoung YOON, Akio KISHI, Mitsuhiro URANO and Koji KANAGAWA

『経営と情報』

静岡県立大学・経営情報学部／研究紀要 抜刷

第28巻 第2号 (2016年3月)

社会的企業の日韓比較

－ 社会的企業を巡る定義と行政支援の観点から －

尹 大栄（静岡県立大学経営情報学部）

岸 昭雄（静岡県立大学経営情報学部）

浦野 充洋（静岡県立大学経営情報学部）

金川 幸司（静岡県立大学経営情報学部）

抄録：財政赤字により社会福祉に対する公的支援が困難になる一方で、増加、多様化する社会的課題の解決をミッションとした社会的企業に対する関心が世界中で高まっている。こうした状況にあって、韓国はアジアで唯一、法律を定め、国家的な政策として社会的企業を推進してきた国である。本稿では、韓国の社会的企業と、それを取り巻く環境について、日本と比較しながら検討する。まず、現地での調査から明らかになった韓国の社会的企業の特徴を述べる。次に、社会的企業の位置づけと、行政支援のあり方について、日本と韓国の比較を通じて、それぞれの長所と短所について検討する。最後に、我々が社会的企業というときの社会性を検討することで、社会的企業を分析する際の陥穽について考察する。

キーワード：社会的企業、日韓比較、行政支援、社会性

1. はじめに

近年、社会的企業（social enterprise）に対する関心が世界的に高まっている。各国とも財政赤字にあえいでいる公的機関（中央政府、地方自治体）だけでは増加・多様化している社会的課題（環境問題、貧困問題、社会的排除など）の解決が困難な状況のなかで、その社会的課題の解決をミッションとする社会的企業に期待が寄せられているのである。とくに韓国は、アジアでは唯一、社会的企業の活動を支援するための法律（社会的企業育成法）を制定・施行し、国の社会経済政策として社会的企業の育成・支援事業を推進している¹。

韓国で社会的企業が社会・経済・政治的なイシューとなったのは、1997年のアジア通貨危機による大

量失業を契機にしている。通貨危機後、韓国政府が失業対策として展開した「公共勤労事業」（行政自治部）や「自活支援事業」（保健福祉部）、「社会的就労事業」（雇用労働部）などは、結局のところ短期的な低賃金雇用にとどまり、雇用の創出や継続的な雇用の解決策としては限界があった。こうした試行錯誤を経て、1990年代後半にEU諸国で活性化した社会的企業に関する議論を参考としながら、市民団体、および、学界、行政によるタスクフォース（雇用創出を議論する機関）が試案した社会的企業育成法が議院立法として成立し、2007年7月1日に正式に施行された。同法で定められている社会的企業の基準を満たす企業に対しては、人件費・事業開発費・社会保険料・税制・経営コンサルティングなど直接支援のほか、販路開拓や公共機関による製品・サービスの優先購買

1. 韓国のほか、香港が、近年、社会的企業の認証制度を導入し、フィリピンも認証制度の導入を検討しているが、両国とも韓国の認証制度を参考にしているという（韓国社会的企業振興院の担当者へのヒアリングより）。

制度など間接支援²により、2007年にわずか55社に過ぎなかった認証社会的企業は現在（2015年6月）1,453社に増加し、著しい量的成長を遂げている³。

一方日本では、阪神・淡路大震災や東日本大震災におけるボランティアや草の根団体の活躍にみられるような非営利組織による活動が注目されるようになり、経済産業省はソーシャルビジネス研究会による報告書（ソーシャルビジネス研究会、2008）を発表するなど、社会的企業支援の制度化・施策化に向けた動きを見せはじめている⁴。ただ日本においては、社会的企業という名称より一般的に「ソーシャルビジネス」という用語が使われていることと、それらのソーシャルビジネスを国の社会経済政策として支援するような法制度が存在しない点が、韓国と比較した場合の大きな違いである。経済産業省の定義によれば、ソーシャルビジネスは、社会的課題を解決するために、ビジネスの手法を用いて取り組むものであり、そのために新しいビジネス手法を考案し、適用していくことが必要であるとして、「社会性」「事業性」「革新性」の3つを、その要件としている（経済

産業省、2008）。このような定義はソーシャルイノベーション機能（革新性）を重視するアメリカのソーシャルビジネスからの影響であるといわれている（羅、2015、p.20）。つまり、マーケットメカニズム（事業性）や企業家精神（革新性）を通じて社会的課題の解決を行う事業体がソーシャルビジネスである、というとらえ方である。社会性と事業性の両立を企業家の革新性に求めるアメリカ的な視点が、日本のソーシャルビジネスにおいても強調されているように思われる。

本論文では、韓国における社会的企業、および、その関連機関に対する2度にわたる現地調査の結果に基づいて、日韓の社会的企業の特徴、および、それをとりまく環境に関する比較分析を試みたい。

2. 韓国現地調査の概要

韓国現地調査で我々は、韓国の代表的な社会的企業（2社）と中間支援団体（4カ所）、そして社会的企業の政策的な支援・認証業務などを担当している行政機関（2カ所）を主なヒアリング対象とした。〔表〕にその詳細を示す⁵。

〔表〕韓国現地調査におけるヒアリング先

訪 問 先	日時・調査対象者
「Beautiful Store」 リサイクル事業、リメイク品の製作販売事業などを中心とする韓国の代表的な社会的企業	・2014年7月14日 ・常務理事（イードンファン氏）
「ソウル市経済振興本部社会的経済課」 ソウル市内の社会的企業を政策的に支援する担当部署	・2014年7月14日 ・社会的経済課長（チョンジンウ氏）
「社会投資支援財団」 社会的企業に対するコンサルティングを行っている中間支援団体	・2014年7月14日 ・事務局長（キンユスク氏）
「韓国社会的企業振興院」 社会的企業の認証、育成・教育、コンサルティングなど、社会的企業を総括・管理する雇用労働部傘下機関	・2014年7月15日 ・企画広報チーム長（ソナムチョル氏）
「SEEDS」 社会的企業のインキュベーション事業などを行う中間支援団体	・2014年7月15日 ・本部長（ソーユキョン氏）
「Work Together Foundation」 韓国初の社会的企業のインキュベーションセンターとして設立された中間支援団体	・2014年7月15日 ・社会的企業支援チーム長（チャンドンリョル氏）
「恩平区社会経済ハブセンター」 SEEDSにより設立された社会的企業の中間支援団体	・2015年10月21日 ・センター長（ムンヒョンズ氏）
「ヒキガエルハウジング」 貧困層に対する住宅支援などを行う社会的企業	・2015年10月21日 ・代表（イーズウォン氏）

2. 社会的企業に対する支援策の詳細については、羅（2015、pp.40-45）を参照されたい。

3. 韓国社会的企業振興院の提供資料より。

4. 内閣府は海外事例調査（内閣府、2010）を参考にしながら社会的企業支援策の制度化を検討しているが、まだ社会的企業育成事業を社会経済政策として位置づけ、施策化するには至っていない。

5. 各ヒアリング先の詳細については、文末に付録として掲載している。

社会的企業の日韓比較

今回のヒアリング調査で浮き彫りとなった韓国の社会的企業の特徴について、日本のソーシャルビジネスとの比較的观点から、次の3つを指摘したい。

第1は、社会的企業の育成・支援事業を国の社会経済政策として位置づけている、という点である。2007年に社会的企業を支援する社会的企業育成法が施行されたことにより、韓国における社会的企業は法的な支援制度のもとで（特に財政的に）安定した活動を保証され、その後、多数の新たな社会的企業の出現を促す土台となっている。社会的企業育成法のもとでの社会的企業の認定要件は7つあり、韓国社会的企業振興院の担当者によれば、特に重要なものは以下の3つである。(1) 社会的目的を追求しなければならない。(2) 民主的な意思決定の仕組みを構築しなければならない。具体的には、理事会を作り、利害関係当事者が入る必要がある。職場提供型であれば、労働者の3割を占める社会的弱者の代表者も理事会に入れる必要がある。(3) 利益が発生した場合、その3分の2を社会的事業に再投資しなければならない。このような統一した社会的企業の定義が確立され、社会的企業として認証された事業体に対する体系的な支援策が講じられたことが、多数の社会的企業の出現を促したといえる。

第2は、韓国の社会的企業の大多数が雇用創出（職場提供）型であることがあげられる。現在（2015年6月）、社会的企業として認証された企業は1,350社あり、それらは(1) 職場提供型⁶、(2) 社会サービス提供型⁷、(3) 地域社会貢献型、(4) 混合型、(5) その他の5つに分類されている。その内訳は、(1) 職場提供型が951社、(2) 社会サービス提供型が66社、(3) 地域社会貢献型が25社、(4) 混合型が158社、(5) その他が150社となっており、職場提供型が全体の7割を占める⁸。雇用

創出を目的とした職場提供型の社会的企業が大きな比率を占めているのは、韓国では日本ほど社会福祉政策が充実していない状況のなかで、1997年のアジア通貨危機による大量失業の対応策として社会的企業が位置づけられたためである。

第3は、社会的企業を「善」とするドグマ的な認識が支配的であるという印象が強い。社会的課題解決における社会的企業の役割の重要さは疑う余地がないが、しかし政策当局者や社会的事業の実務家たちが社会的企業に寄せる期待は一種の信仰に近いものがあるように感じられる。社会的事業がもたらす「意図せざる結果」、つまり社会的企業が「社会性」を追及していった結果、逆に「非社会性」をもたらしてしまうようなジレンマについて、ほとんど注意が向けられていないのである。

以下の節では、これらの特徴について改めて考察してみたい。

3. 社会的企業の日韓比較

3.1 日韓の社会的企業の位置づけの違い

韓国では、社会的企業育成法が2007年に施行されて以降、社会的企業数は着実に増加してきた。前述の通り、韓国の社会的企業の育成の動機づけとして大きいのが1997年のアジア通貨危機であり、アジア通貨危機以降、社会的目的を追求しつつ雇用を創出することを目的とした社会的企業に着目した。そのため韓国は、社会的弱者救済のための福祉事業と雇用問題を一举に解決するために社会的企業育成を強力に推進した。

一方日本は、社会的弱者救済のための社会福祉事業は従来から取り組んでいる。身体障害者の雇用問題を例にとれば、1960年に身体障害者雇用促進法が設立され、身体障害者の雇用促進が政策と

6. 職場提供型は30%以上の従業員を社会的弱者とすることが要件となっている（韓国社会的企業振興院へのヒアリングより）。

7. 社会サービス提供型の社会的企業の成功例として、保険会社「教保生命」がつくった「タソミ財団」があげられる。これは、低所得の人が入院した際に看病人を安い価格で提供する企業であり、認証第1号企業となった（韓国社会的企業振興院へのヒアリング、および、雇用労働部（2010, p.94）より）。

8. なお、2007年の法律制定後から現在までの認証申請企業は2,718社にのぼり、そのうち1,453社が認証された。そのうち現在も存続している企業が1,350社となる（韓国社会的企業振興院へのヒアリング、および、提供資料より）。

して進められた。さらに1976年の雇用率制度により、50名以上の従業員を抱える会社は、民間で1.8%、公共部門で2.1%の障害者を雇用しなければならず（法定雇用率）、これに満たない事業者は、ペナルティとして未達成の人数に対して一定額を毎月収める必要があり、一方でこれ以上に雇っている事業者は、余分に雇っている人数に対して一定額の補助を受けることができる（障害者雇用納付金制度）。さらに、2013年度には法定雇用率が民間で2.0%、公共部門で2.3%に変更された。このように、日本は身体障害者の雇用に関しては法的強制力を持った福祉政策として推進している。

さらに日本は、身体障害者の雇用を目的とした企業や団体が古くから設立され、韓国と比較すると福祉政策の歴史は古い。そのため、2000年代以降の社会的企業導入の議論の際も、社会福祉の充実という観点からの導入意識は薄く、主に新たな雇用を生み、経済成長をもたらすためのものと位置付け、その育成を推進しようとしている。

3.2 社会的企業の定義

韓国は国策として社会的企業を育成するため、社会的企業の認証制度を設けており、それを満たすと社会的企業となり、人件費をはじめとする補助が政府から受けられる。一方日本は、何をもちて社会的企業と呼ぶのかの一律の定義がない。社会厚生を増大に寄与する社会的事業（ソーシャルビジネス）を展開する企業を社会的企業と呼んでいるため、一般には営利企業として認知されている企業がソーシャルビジネスを展開しているために社会的企業の側面を持ったり、社会的事業に取り組む社会福祉法人、公益法人、一般社団法人、NPO 団体などが社会的企業として紹介されることもある。

しかしながら、上記の各種法人やNPOは、社

会性を重視し、利益配分や資産保有の制限が強い
ため、事業性を重視する社会的企業の受け皿として
は適切ではない（前田、2009；ソーシャルビ
ジネス研究会、2008など）。そのため、経済産業省
のソーシャルビジネス研究会（2008）は、社会性
を重視し、利益配分や資産保有の制限の強い上記
の各種法人やNPOとは別の、より事業性を重視
した運営のできる社会事業法人（社会的企業）の
枠組みを設立することを検討し、提案している。

3.3 社会的企業への要請

韓国の社会的企業育成法では、社会的企業の認証要件として、社会的弱者層に雇用もしくは社会サービスを提供し、地域社会に貢献することとしている。現状では、韓国で認証を受けている社会的企業の7割以上が社会的弱者に雇用を提供する「雇用提供型」となっている。一方日本では、社会的弱者の雇用に関しては福祉政策として厚生労働省を中心に様々な政策が展開されている（前述の身体障害者の雇用のための身体障害者雇用促進法、雇用率制度などはその例である）。そのため、日本において社会的企業に求めるものは、社会的弱者の雇用ではなく、社会サービスの提供や地域社会への貢献が主になる。

具体例として、日本において身体障害者の雇用を積極的に行い事業展開し、ビジネスとして成立している社会福祉法人「太陽の家⁹」は、社会的弱者の雇用を創出しているにもかかわらず日本では社会的企業と紹介されることはあまりない。逆に社会サービスを提供しているNPO法人「フローレンス¹⁰」や、高齢者の健康増進に大きく貢献している株式会社「いろどり¹¹」などが、社会的企業の代表例としてしばしば紹介される。

このような日韓の社会的企業のとらえ方の違いを反映するのは、行政の発行する社会的企業、ソー

9. 1965年に大分県別府市に設立され、身体障害者の雇用、自立支援に取り組んでいる社会福祉法人。ソニー、デンソー、三菱商事、ホンダ、オムロンなどの企業と共同出資による会社を設立し、身体障害者に雇用を提供している。

10. 2005年より病児保育サービスを提供するNPO法人（東京都千代田区）。

11. 日本料理のつまものを栽培、出荷、販売する会社。1999年に徳島県上勝町などが出資する第三セクターとして法人化された。つまもの生産者の多くが高齢者であり、過疎化・高齢化に苦しむ上勝町に高齢者の雇用を生み、高齢者の健康増進による医療費削減に大きく寄与していると評価されている。

シャルビジネスに関連するレポートである。韓国では、「社会的企業」という枠組みで、組織を紹介する事例集が発行されており（韓国社会的企業振興院、2014）、一方日本では「ソーシャルビジネス」という枠組みで、事業を紹介する事例集が発行されている（経済産業省、2011）。

3.4 社会的企業への行政の関与

前述のように、韓国と日本では社会的企業への要請も異なり、また社会的企業への行政の関わりも異なる。今回のヒアリングの結果から、日韓それぞれに利点、欠点があると考えられる。

韓国のように認証制度を設けたうえで社会的企業を組織としてとらえる場合の利点は、認証制度により社会的企業かどうかの線引きが明確となるため、企業への直接的、間接的な支援をすることが容易になることである。実際韓国では、社会的企業の認証を受けた団体に対して人件費の補助といった直接的な支援を行っている。これにより、社会的企業は行政からの支援を前提としたソーシャルビジネスを展開することが可能になる。一方日本では、認証制度などがいないため社会的企業という枠組みが存在せず、そのため組織に対して直接的な支援を行うことは難しい。結果的に、日本では採算性のあるソーシャルビジネスしか成立しなくなる。社会的には有益でありながら、利益の出ないような事業は、従来通り行政が直接提供する、行政によるプログラムベースの補助金を提供することによってしか実行されない。

一方、日本のように組織にとらわれずソーシャルビジネスそのものに着目する利点は、プログラムベースの補助金を行政が適切に提供することができれば、民間企業もNPOも、いろいろな種類の組織がソーシャルビジネスに参入できることである。それにより、参入競争が生まれ、効率的な組織運営やイノベーションを促すことができる。一方で韓国では、認証制度があることによって、ソーシャルビジネスを提供できる可能性がある組織が認証基準を満たさないために参入から除外されてしまう可能性がある。

このように、社会的企業を組織としてとらえて

行政が関与する場合（韓国）も、ソーシャルビジネスそのものに着目してプログラムベースで行政が関与する場合（日本）も、それぞれ一長一短があるものと思われる。そのため、両者の利点を生かせるような社会的企業の認証の方法や、また行政の支援方法を検討していく必要がある。

4. 社会的企業の社会性とは

日本と韓国では、そもそも社会的企業の定義が異なり、とくに日本では社会的企業が十分に定義づけられていないことをみてきた。最後に本節では、社会的企業というときの「社会」に焦点をあて、その言葉が意味する内容について検討したい。

Dey and Stytaert (2014) によれば、社会的企業の議論の多くは、社会的なイノベーションをもたらす企業家の倫理を前提にしている。すなわち、社会的企業家によって担われるイノベーションは、善いものであることが前提にされ、その社会性の意味が十分に問われてこなかったのである。

社会という言葉をもっと広くとれば、企業が人々の営みである以上、そもそも全ての企業は社会的であるともいえる。企業ではなく、あえて社会的企業というとき、その「社会」は何を意味しているのだろうか。まずは、一般的な営利企業とは異なる目的を持った企業を社会的企業に位置づけるという回答が考えられる。しかし、我が国を代表する営利企業であるパナソニック株式会社の創業者の松下幸之助は、企業の目的は社会貢献にあると述べている（加護野、2011）。企業の社会的責任が注目を集める今日では、環境問題など社会的な問題に取り組む営利企業も多い。先述したように、とくに日本では実際に株式会社いりどりのような企業も社会的企業として紹介されている。社会的企業を営利企業から明確に切り分けるのは難しい。

こうした問題を回避するために、営利、非営利など企業の形態にとらわれず、企業の取り組みに注目して、何らかの社会的課題の解決を目的としている企業を社会的企業と呼ぶ方法が考えられる（橋本、2009; Dacin, Dacin and Tracey, 2011）。

しかし、こうした定義にも困難が伴う。そのことを示しているのが、Khan Munir and Willmott (2007) である。Khan et al. (2007) は、パキスタンにあるシアルコットのサッカーボール製造における児童労働の撤廃という社会的な活動の背後に潜んでいた影の部分指摘する。シアルコットのサッカーボール製造における児童労働は、1995年にアメリカ合衆国のテレビ局 CBS のドキュメンタリーで取り上げられ、世界的に注目を集めることになった。その問題を解決すべく、いくつもの NGO が連携してプロジェクトを立ち上げた。児童労働は、母親が家でサッカーボールを縫製していることに起因していた。そこで、プロジェクトを通じて工場を作り、工場で作業をさせることにしたのである。プロジェクトの成果は、シアルコットのサッカーボール産業を守りながら児童労働を撤廃した社会的活動の成功事例として欧米のメディアで喧伝された。しかし、実情はそれほど単純なものではなかった。シアルコットでは、もともとサッカーボールの縫製に対する職業的位置づけが非常に低かった。そのため、縫製作業は他の家から隠れるようにこっそりと行われていたのである。それが工場に出て働かなければいけなくなった。工場に通っていれば、縫製作業に従事していることが周りの人に知られてしまう。そのため、それまでサッカーボールの縫製に従事していた多くの母親が仕事を辞めざるを得なくなった。こうして確かに児童労働はなくなったが、より深刻な貧困問題が引き起こされたのである。

Khan et al. (2007) によれば、このように社会的活動は、ときに意図せざる結果をももたらす。それゆえに、様々に波及する影響を十分に調べなければならぬという。しかし、十分に調べさえすれば、画一的に社会的というラベルを貼ることができるというわけでもない。社会的なイノベーションは、それぞれの価値観を持った多様な利害関係者を巻き込みながら遂行される(木村、2015)。

価値観が異なれば、何が社会的に善いかという判断基準も異なる¹²。社会的企業と呼ぶときには、誰にとって、どのような意味で社会的かという問いが常に含まれているのである。社会的企業を捉えようとするとき、そこでは何を持って社会的とするのかという研究者自身の倫理的な価値が問われている。社会的企業は、そこに我々自身の倫理観を映しているのである。

5. おわりに

この小論では、韓国現地調査から得られた知見を中心に、日韓の社会的企業についての比較分析を試論的に行った。議論のまとめとして、次の3つの示唆点を提示したい。

第1は、行政(中央政府、地方自治体)の関与の重要性である。現在の韓国における社会的企業の顕著な拡大ぶりは、社会的企業育成法に代表される韓国政府の政策的なコミットメントなしには実現できなかったはずである。官主導の社会運動に随伴される官僚制や規制といった根源的な限界については改めて指摘するまでもないが、しかし韓国の場合、社会的企業の活動を韓国社会全体に広めるといふ大きなムーブメントを展開する際に行政側による制度的(法律的)基盤の提供は決定的な影響を及ぼした。社会的企業の存在が公に正当化され、必要な活動資源の支援を安定的に受けられたことが、韓国の社会的企業の発展に大きく寄与したのである。この点、日本の場合、社会的企業もしくはソーシャルビジネスに関する政策的な指針(制度)がまだ存在しないため、統一した社会的企業概念・定義が確立しておらず、社会的企業を支援する行政や中間支援組織、民間企業などによる連携がうまく進んでいない要因にもなっていることが指摘されている。

第2は、韓国の社会的企業の多く(約7割)が雇用創出(職場提供型)を目的とした活動に注力

12. Khan et al. (2007) がシアルコットの児童労働撤廃の事例を批判的に描き出したのに対して、高橋(2012)は価値観の多様性に注目して、Khan et al. (2007) の事例を児童労働を撤廃しながら地域経済を維持するという、パキスタンの地方政府やサッカーボールの製造に従事する者たちにとっての倫理が達成された事例として再解釈している。

しており、ますます多様化・複雑化している社会的課題の解決能力を今後しっかり備えていく必要がある点を指摘したい。この点に関して、「社会性・事業性・革新性（ソーシャルイノベーション）」を社会的企業もしくはソーシャルビジネスの要件とし、社会的企業における革新性を強調する日本の定義は示唆的である。今後、「企業家精神やマーケットメカニズムを通じた革新的な問題解決」¹³の組織能力が韓国の社会的企業に求められるだろう。

第3は、社会性のジレンマ現象である。すなわち、社会性を追求することによって逆に非社会性を招いてしまうという、社会性の意図せざる結果である。ある社会的課題を解決することが、別の新たな社会的課題を生み出す原因となる可能性をきちんと認識しなければ、個別の社会的企業の事業の成功が社会的な不利益をもたらすことを見過ごすことになる。「社会的（社会性）」とは多義性を持つ概念である。何が社会的で、あるいは誰にとって社会的なのか、について十分な注意を払わなければ、「社会的」を標榜した社会的企業そのものが、皮肉にも「非社会的」存在となってしまうかねない。

本論では、日韓の社会的企業の比較研究に向けて試論的に分析を行った。ここでの議論を踏まえ、ヨーロッパ（特にイギリス）の社会的企業の特徴とも比較しながら、今後、日韓の社会的企業の異同、および、その特徴についてより体系的な比較分析を行っていくつもりである。

【参考文献】

加護野忠男（2011）『松下幸之助に学ぶ経営学』日本経済新聞出版社。
 韓国社会的企業振興院（2014）『韓国社会的企業事例集』。（韓国語）
 木村隆之（2015）「遊休不動産を利用した「利害の結び直し」として読み解かれるソーシャル・イノベーション：滋賀県長浜市株式会社黒壁と福岡県北九州市株式会社北九州家守舎の

事例」*Venture Review*, No.25, pp.47-59.
 経済産業省（2008）「ソーシャルビジネス研究会報告書」。
 経済産業省（2011）「ソーシャルビジネス・ケースブック」。
 雇用労働部編（2010）『社会的企業51』。（韓国語）
 ソーシャルビジネス研究会（2008）「ソーシャルビジネス研究会報告書」経済産業省。
 高橋勅徳（2012）「秩序構築の主体としての社会企業家：倫理・社会資本・正統性概念の再検討を通じて」『経営と制度』第10号, pp.1-11。
 内閣府（2010）「社会的企業についての法人制度及び支援の在り方に関する海外現地調査報告書」（内閣府政策統括官委託調査）。
 橋本理（2009）「社会的企業論の現状と課題」『市政研究』No.162, pp.130-159。
 前田拓生（2009）「社会的企業」におけるインセンティブ問題についての考察『高崎経済大学論集』第51巻第4号, pp.89-100。
 羅一慶（2015）『ソーシャルビジネスの政策と実践：韓国における社会的企業の挑戦』法律文化社。
 Dacin, M. T., Dacin, P. A. and Tracey, P. (2011) "Social Entrepreneurship: A Critique and Future Directions," *Organization Science*, Vol.22, No.5, pp.1203-1213.
 Dey, P. and Steyaert, C. (2014) "Rethinking the Space of Ethics in Social Entrepreneurship: Power, Subjectivity, and Practices of Freedom," *Journal of Business Ethics*, Published online: 19 November 2014, pp.1-15.
 Khan, F. R., Munir, K. A. and Willmott, H. (2007) "A Dark Side of Institutional Entrepreneurship: Soccer Balls, Child Labour and Postcolonial Impoverishment," *Organization Studies*, Vol.28, Issue 7, pp.1055-1077.

13. 羅（2015、p.20）。

【付録】韓国現地調査の概要

I. 社会的企業（Beautiful Store、ヒキガエルハウジング）

先述したように、韓国の社会的企業を「社会的目的実現の類型別」に区分すると、職場提供型・社会サービス提供型・地域社会貢献型・混合型・その他の5つのタイプがある。Beautiful Storeとヒキガエルハウジングは、韓国では社会的弱者（障害者など）や失業者の雇用創出を目的とした社会的企業が多いなかで、地域社会への貢献や社会サービスの提供にウェイトを置いた事業展開をしている社会的企業といえる。

☑ Beautiful Store

2007年に施行された社会的企業育成法によって認定された第1号の社会的企業として知られている企業であり、韓国で最も成功した代表的な社会的企業である。同社は、2001年5月に開催した節約市場というフリーマーケットを通じて大きな収益が得られたことから事業が構想され、2002年に第1号店舗（Beautiful Storeは店舗名でもある）をオープンした。翌2003年には第2号店舗をオープンし、その後、わずか10年ほどで全国に120店舗を展開している。店舗の他にもデザインを行う事務所などが6カ所あり、従業員は約360名にのぼる。現在は、インドネシアやロサンゼルスなど海外にも店舗を展開している。

主な事業としては、第一にリサイクルである。寄付された衣類などを店舗で販売している。第二に、廃棄物を利用した新商品開発である。具体的には、廃棄されたジーンズや上着などの服に新たなデザインを施し、Eco Praty Mearry というブランドで販売を行っている。なお、社会活動の一環として、バングラデシュの貧困層の人たちが自立できるように、現地で、この廃棄物にデザインを付加する事業に関する教育・支援活動を行っ

ている。第三に、コーヒー豆のフェアトレードを行っており「綺麗なコーヒー」というブランドで販売を行っている。第四に、協同組合や他団体が生産した商品流通のサポート（同店舗の販売スペースの提供など）を行っている。

社会的企業であることで、物流に関しては一般企業からの支援を受けており、雇用に関しても多くのボランティアを募っている。行政からの支援としては、社会的企業に認証されてから3年間は50名分の人件費の補助を受けていたが¹⁴、その補助が終わってから、行政から財政的支援は受けていない。ただし、土曜と日曜に2カ所で大規模なフリーマーケットを開催しており、その運営費の7割についてソウル市から援助を受けている。

☑ ヒキガエルハウジング

設立5年目、従業員15名の若い社会的企業である。再開発地域などの古い建物を改築したりして安い家賃で低所得者（貧困層）や生活の不安定な若者たちに、シェアハウスなど住む場所を提供する事業を展開している。従来の住宅支援では、貧困層の地域が作り出されてしまうことで社会的排除が起きており、そうした貧困層の地域が作り出されないような都市開発を目指している。その他、住民に対して都市再生やコミュニティ再生に関する教育も行っている。具体的には、コミュニティ都市大学を作り、自分たちが住んでいる地域をどのように再生していくべきかに関する教育活動を行っている。

行政（雇用労働部）から社会的企業として認証を受けてはいるが、現在、補助金などの助成は受けていない。人件費などの補助金に頼るよりも、事業継続を可能にする独自の事業モデル構築に力を入れているという。

II. 中間支援団体（社会投資支援財団、SEEDS、Work Together Foundation、恩平区社会経済ハブセンター）

14. 社会的企業に認証されると、失業者を雇用した場合、3年にわたり50名程度を上限として人件費の補助を受けることができる。

社会的企業の日韓比較

これらの中間支援団体が推進している主な事業内容は、社会的企業に対するコンサルティング（基本戦略作り、資金や人材の資源調達に関するアドバイスなど）、行政や関連団体とのネットワーク作り、潜在的な社会的企業を発掘・育成するインキュベーションセンターの運営などである。とくに日本の状況と比べた場合、将来の社会的企業の卵を育てるインキュベーション事業が盛んである。インキュベーション対象を青年に絞る（SEEDS）などの差別化が見られ、社会的企業を育成するインキュベーションセンターの専門化が進んでいるように見受けられる。また、恩平区社会経済ハブセンターの場合、個々の社会的企業に対する個別支援のステージから、社会的企業が活躍できる生態系の整備やネットワーク作りに入力を入れ、いわば「社会的企業のクラスター」形成に向けた支援のステージに活動の軸足を移している。社会的企業の支援体制がますます充実化していることが感じられた。

☑ 社会投資支援財団

社会投資支援財団は、2010年からノウォン（芦原）区の行政職員、社会的企業家、住民とともに他地域のモデルケースとなるような活動を行っている。具体的には出資企業や人材など地域の資源を調査することから始め、それらを結ぶことで社会的課題の解決を促進している。例えば、リサイクル事業の場合、区役所から予算を獲得するとともに、リサイクル事業に従事する5つの団体をネットワーク化することで、協同してリサイクル事業にあたるようにしている。オクチョン（沃川：忠清北道）においても、地元の新聞社と行政区、支援団体が協約を結んで教育中心の支援策を行えるように、循環経済共同体を立ち上げた。現在、25の団体が会員となって、協力して補助金、基金に応募を行い、それによって獲得した資金で教育事業やフリーマーケット、会員への支援を行っている。

社会的企業のインキュベーションについては、ソナム市からの出資を受けて、社会投資支援財団が選別を行い、5つの社会的企業に8ヶ月にわ

たる専門的教育の提供を行っている。倍率は10倍程度であった。

☑ SEEDS

Work Together Foundationで働いていた人たちによって、韓国で唯一、インキュベーションの対象を青年に絞った中間支援団体として2010年に設立された。青年が地域のために社会的企業を展開するのを支援することを主たるミッションとしている。韓国社会的企業振興院の委託事業として運営しているが、行政からの財政的支援は受けておらず、現代自動車など企業からの支援を得て財団を運営している。

インキュベーションは約19歳から39歳を対象としており、毎年30名程度に支援を行っている。業種は芸術文化からIT、製造と多岐にわたる。入居者の選抜倍率は約6倍。実際に社会的企業家として活動している人や専門家などで審査のグループを作り、審査を行っている。支援の内容としてはスペースの提供やコンサルテーションだけでなく、創業資金の提供も行っている。2～3年経過して事業が軌道に乗った場合には、投資も行っている。その他、高校生を対象とした啓蒙活動も行っている。

☑ Work Together Foundation

韓国初のソーシャルインキュベーションセンターとして保険会社からのファウンディングを受けて2009年に設立された。現在、専属スタッフ6名が所属している。韓国社会的企業振興院が社会的企業を支援するサポート団体を募集しており、審査を通じて認可を受けるとサポート団体に認定される。Work Together Foundationも毎年審査を受けて、サポート団体に認定されている。現在、韓国全体で18の団体がサポート団体として認定されている。Work Together Foundationは、創業の前段階から体系的な支援を行うことを特徴としている。

支援対象者の選抜方法としては、韓国社会的企業振興院が募集を行っており、その応募者のうち首都圏に居住する者がWork Together

Foundation の対象となる。全国で毎年350程度の応募がある。募集は韓国社会的企業振興院が行うが、審査に関しては各団体に任されている。

支援の対象としては、9割が40歳以下であり、30代半ばが最も多い。1年ごとに入居希望者を募集しており、3～4倍程度の倍率で、年間40～50の企業が入居している。これまでに支援を行ってきた企業は約150社にのぼる。大半がアイデアの段階で入居するために、入居してから創業まで1～2年を要している。これまで入居した者のうち7割程度が創業に至っており、そのうち6割程度が現在も事業を継続している。事業内容としては、製造業は設備投資が必要になることからほとんどなく、主にサービス業を展開している。具体的には芸術文化に関わるものや若手の就職支援が多く、その他、IT関連の企業や教育分野の企業もある。

支援の内容としてはスペースの提供から1000万ウォン～5000万ウォン程度の創業資金の提供、事業を実現、運営していくためのコンサルティングを行っている。韓国社会的企業振興院からの援助は1年で終わってしまうため、2年目以降はマーケティングや販路拡大の支援が主たる内容となる。

☑ 恩平区社会経済ハブセンター

SEEDSによって2012年に設立された。センター長を含め4名の専任職員はSEEDSから派遣されている。職員の給与など運営予算は、6割がソウル市から、4割が恩平区から支出されている。

恩平区社会経済ハブセンターの特徴は、社会的企業が活躍できる生態系の整備を目指していることにあり、同センターにはNPO、地域のコミュニティセンター、社会的企業が入居してクラスターを構成している。施設は3つの空間からなり、1つ目の空間では、NPOや地域を基盤とした団体が運営する5つの組織が協同で事務室を運営している。2つ目の空間は地域のコミュニティセンターが入居している。3つ目の空間は、社会的企業が入居している。具体的には、スタートアップから3年未満の企業11社が事務室を共同利用している。

4年以上続く成長期にある企業は、4社が入居しており、フェアトレードを手がける企業、フェア旅行を手がける企業、外食分野で展開する企業などである。

スタートアップから3年未満の企業は1年ごとに審査を受ける必要があり、審査基準としては地域を基盤としていることを重視している。倍率は3倍程度である。

恩平区社会経済ハブセンターを作るために8億ウォンかけて建物のリノベーションが行われた。現在、恩平区社会経済ハブセンターをモデルケースにした施設がソウル市内に7カ所、建設されている。

Ⅲ. 社会的企業関連の行政機関（韓国社会的企業振興院、ソウル市経済振興本部社会的経済課）

本文中でみてきたように韓国では国家的に社会的企業の振興に取り組んでおり、社会的企業の認証業務を管轄するのが韓国社会的企業振興院である。一方で、現在のソウル市の市長である朴元淳はBeautiful Storeの創業者でもあり、ソウル市は独自に社会的企業の振興に力を入れてもいる。ソウル市において、この社会的企業の振興を司っているのがソウル市経済振興本部社会的経済課である。

☑ 韓国社会的企業振興院

社会的企業基本法（社会的企業育成法）¹⁵に基づいた社会的企業の認証業務を管轄するのが、雇用労働部に属する韓国社会的企業振興院である。認証制度を導入し、7項目にわたる要件を満たした企業のみを社会的企業として認めるという、世界的にも珍しい試みとして外国からも注目されている。法律に基づいた認証制度により、とりわけ初期段階にある社会的企業を政策的に手厚く支援する基盤を確立し、韓国の社会的企業の量的な発展に大きく寄与したことが評価されている。一方、社会的企業としての要件を継続的に満たしているかどうかの質的管理が大きな行政負担となりつつ

15. 社会的企業基本法の中に社会的企業育成法が位置づけられている。

あるため、同院では、将来は現在の認証制から登録制への移行を検討しているという。社会的企業関連の行政支出（雇用労働部）については、2007年から現在までに総額約1兆ウォン（年間1300億～1500億ウォン）程度に上っているが、社会的企業以外の他の社会的経済組織（自活企業；保健福祉部、マウル企業（コミュニティビジネス）；安全行政部、農漁村共同体会社；農林水産食品部、協同組合；企画財政部）関連の予算を合計して考えれば、韓国政府が社会的経済組織に対してどれだけ真剣に支援を行っているのかが推測できる。

☑ ソウル市経済振興本部社会的経済課

ソウル市役所では、独自の審査制度を通じて市内の社会的企業を育成・支援している（2015年7月現在、生活協同組合などを含めて2470社）。社会的企業の審査方法は、審査委員会（行政関係者2名、社会的企業の研究者や実務家などの専門家6～7名、会計士2～3名で構成）を組織して審査している。最近では、社会的企業を個別に支援するよりも、社会的企業の生態系形成の支援を重視している。そのために、先述の恩平区社会経済ハブセンターを含めた4つの「社会的企業支援センター」を設置しており、7つの区に社会的企業のインキュベーションセンターの施設を整備している（ソウル市には25の区がある）。そのほかに、4つの大学との提携による社会的企業家に対する専門教育（10週間のコースからスタートし、現在は1年コース）や、市の教育庁と協力して小学校・中学校・高校に社会的企業に関する科目設置を働きかけている。幼少期から社会的企業の理念やその重要性を学ぶ機会を提供することがねらいである。また現在、障害児の教育を行うグループホームの運営事業を対象としてソーシャルインパクトボンドの実験を推進中である。委託先は公募により民間の有限会社が落札している。

Comparative Study on Social Enterprises in Japan and Korea

— Perspective of Social Enterprises' Definition and Administrative Support —

Daeyoung YOON
School of Management and Information, University of Shizuoka

Akio KISHI
School of Management and Information, University of Shizuoka

Mitsuhiro URANO
School of Management and Information, University of Shizuoka

Koji KANAGAWA
School of Management and Information, University of Shizuoka

Nowadays social challenges have been escalating and turning out to be diverse. It has become complicated for the government to provide social welfare due to a budget deficit. To deal with social challenges, social enterprises have gained increased attention. Under these circumstances, Korea is the only country in Asia that has supported social enterprises through setting up laws. In this article, we make a comparative study on social enterprises in Japan and Korea. First, we examine the characteristics of social enterprises in Korea based on our field survey. Then, we compare the social enterprises in Japan and Korea, taking into account of administrative supports and elucidate their advantages and disadvantages. Finally, we shed light on the dark side of social enterprises, reflecting sociality of the social enterprises.

Keyword: Social Enterprise, Comparative Study, Administrative Support, Sociality